

都道府県・京都市における地球温暖化防止に関する条例の主な項目

主な内容		規制手法	制定都県市	
産業部門	事業主に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等 (運輸部門・民生部門を含む)	燃料及び熱又は電気を一定量以上使用している事業者等による、CO ₂ の排出量削減のための計画書等の作成・提出 義務付け(14)	計画・報告の両方を義務付け(6) 岩手 他	
	燃料及び熱又は電気を一定量以上使用している事業者等による、CO ₂ の排出量及び削減のために講じた措置等の状況の報告	提出義務付け(6) 届出義務付け(1)		
	上記 計画・報告等の公表	事業者に義務付け(4) 事業者に努力義務(1) 事業者に努力義務+知事に公表義務付け(1) 知事に公表義務付け(2) 知事が公表できる(2) 公表なし(5)	埼玉 他 愛知 兵庫 三重 滋賀 石川 徳島 岩手 他	
その他	フロン類を使用する機器の整備・修理時における大気中への排出防止のための措置	義務付け	佐賀	
	二酸化炭素等を相当程度多量に排出する工場の設置や事業を行うおとす際の届出(温暖化アセス制度)	義務付け	兵庫	
運輸部門	大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	一定台数以上の自動車を使用する事業者等による温暖化対策計画等の作成	作成義務付け(1) 提出義務付け(3)	計画・報告の両方を義務付け(2) 岩手 他
		一定台数以上の自動車を使用する事業者等による計画の実施状況の報告	提出義務付け(1) 届出義務付け(1)	
		上記 計画・報告等の公表	事業者に義務付け(1) 知事が公表できる(1) 公表なし(2)	広島 東京 岩手 滋賀
	駐車場等でアイドリング・ストップの表示	事業用自動車200台以上である事業者の低公害車の導入及び導入割合の届出	事業者に届出義務付け+知事に公表義務付け	愛知
		駐車場等の管理者等による駐車時におけるアイドリング・ストップの周知	義務付け(1) 努力義務(4)	山梨 鳥取 他
	その他	一定規模以上の駐車場等の管理者等による駐車時におけるアイドリング・ストップの周知	義務付け(7)	岩手 他
		自動車等を運転する者に対する、駐車等する時におけるアイドリング・ストップの実施	義務付け(7) 努力義務(4)	岩手 他 群馬 他
自動車等を購入・使用しようとする者の低公害車等の購入・使用		努力義務(4)	三重 他	
自動車等販売者による、販売店における環境情報の備え付け及び購入しようとする者に対する説明		義務付け(3)	三重 他	
自動車等の効率的な利用、公共交通機関の利用等による、自動車等の使用抑制	努力義務(5)	神奈川 他		
民生部門	エアコン等を一定量以上販売する者による、販売店における省エネルギー性能等の表示(省エネラベル)	義務付け(2)	東京 京都市	
	エアコン等を販売する者による、販売店における購入希望者に対する省エネルギー性能等についての説明	義務付け(1) 努力義務(2)	京都市 東京 石川	
	一定規模以上のマンションの販売広告へのマンション環境性能の表示及び購入希望者への説明	義務付け	東京	
	一定規模以上の建築物を新築等する際における建築物環境計画書等の作成・提出	義務付け(2)	東京 京都市	
	電気事業者によるエネルギー環境計画書の作成・提出・公表及び状況の報告・公表(自然エネルギー活用電力の供給目標の設定等)	義務付け	東京	
	観光旅行者等の市、事業者、市民及び環境保全団体が実施する地球温暖化対策への協力	責務を有する	京都市	